

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	災害弔慰金等負担金		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度・平成25年度		担当課室	総務課災害救助・救援対策室		藤原 禎一		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VII-3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害弔慰金の支給等に関する法律 第7条第2項、第9条		関係する計画、通知等	災害弔慰金等の国庫負担について				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添のとおり							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	140	140	140	140	-	
		補正予算						
		繰越し等		118	15			
		計	140	258	155	140	-	
		執行額	80	258	155			
	執行率(%)	57%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、自然災害によりお亡くなりになった方の御遺族に対し市町村が支給した災害弔慰金の費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない		成果実績	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	災害弔慰金等支給件数		活動実績 (当初見込み)	件	45	160	92	-
					-	-	(-)	(-)
単位当たりコスト	(支給限度額) 災害弔慰金:生計維持者が死亡した場合500万円 その他の者が死亡した場合250万円 災害障害見舞金:生計維持者250万円 その他の者125万円		算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	給付金	140	-	平成25年10月から内閣府へ移管予定のため。				
計	140	-						

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫補助すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	災害弔慰金等の支給に必要な費目に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>本事業は、災害に対しお亡くなりになられた方に対し、行政(国・都道府県・市町村)が御遺族に対し弔慰を示すものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害弔慰金が支給されている。</p> <p>なお、災害弔慰金は、自然災害によりお亡くなりになった方のご遺族に対して支給するものであり、予め正確な所要額を見込むことはできないことから、当初予算額では必要最低限度のみを計上しており、不足額については補正予算等において対応している。</p>				
外部有識者の所見					
外部有識者点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-					
備考					
本事業は、平成25年10月から内閣府へ移管予定。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	389	平成24年	337

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
155百万円

災害弔慰金を支給した市町村を含む都道府県に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項に定める負担割合(都道府県負担額の2/3)を交付



【補助】

A 22県  
155百万円

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.熊本県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付金	災害弔慰金	36			
計		36	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	熊本県	災害弔慰金等の支給	36		
2	山形県	災害弔慰金等の支給	30		
3	秋田県	災害弔慰金等の支給	23		
4	福岡県	災害弔慰金等の支給	13		
5	北海道	災害弔慰金等の支給	11		
6	青森県	災害弔慰金等の支給	9		
7	埼玉県	災害弔慰金等の支給	4		
8	大分県	災害弔慰金等の支給	4		
9	宮城県	災害弔慰金等の支給	3		
10	福島県	災害弔慰金等の支給	3		